

質問第三百三十六号

刑事待遇改善に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年六月十一日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十三年六月廿八日

刑事待遇改善に関する質問主意書

一、一日中外出により犯人逮捕に努力する刑事が室内事務員と同様に非現業の取扱いとなつてゐるが、現業の手当を政府は支給するが当然と信ずるが処見を問う。

一、警視廳の約六百名の刑事は全部非現業者の支給と聞くが日本全國も其の方式か、数字を列举して御処見を問う。

右質問に対し御答弁を速に要求する。